

○議長 玉城 勇君 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 大城勇太議員、7番 大城勝議員を指名します。

日程第2．議長諸般の報告

○議長 玉城 勇君 日程第2．議長諸般の報告を行います。町長からの追加議案として議案第39号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第5号）が提出されております。お配りしました議事日程のとおり、後刻議題といたします。また、議員からは議員提出案件として、意見書第8号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書、意見書第9号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書、意見書第10号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書、意見書第11号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書の意見書4件が提出されており、お手元に配付してございます。意見書第10号と意見書第11号については、後刻一括議題として提案する予定であります。次に、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書、閉会中の継続審査の申出書が提出されておりますので、それぞれ後刻、別紙議事日程のとおり議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

○議長 玉城 勇君 これから議案の上程に入ります。

日程第3．議案第32号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第3．議案第32号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん おはようございます。総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第32号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、9月8日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、9月16日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、24日にまとめと採決を行いました。この条例は、保育所等の事業者が文書の作成、保存等を行うものや、保育所と保護者との関係書類のデジタル化を可能にする条例の改正であるとの説明を受けました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第32号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第32号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4．議案第33号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第4号）

○議長 玉城 勇君 日程第4．議案第33号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第33号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第4号） 審査の経過 本案は、9月8日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、15日に総務部総務課、企画財政課、税務課、住民環境課、経済建設部産業振興課、まちづくり

振興課、区画下水道課、16日に民生部国保年金課、保健福祉課、こども課、17日に教育部生涯学習文化課、教育総務課、学校教育課の審査を行い、24日にまとめと採決を行いました。その審査の中で、主な内容について2点報告します。1点目、予算書21ページ、2款1項7目、防犯灯設置及び修繕補助金について。自治会からの要望で新設15灯、修繕4灯で、今後の要望に対しては新年度に予算計上すると説明がありました。委員からは、補助金額について近年の防犯灯設置金額の実情に合った見直しを検討すべきとの意見がありました。2点目、予算書34ページ、8款4項1目、浸水被害軽減対策基本設計業務委託料について。宮平川や手登根川流域の浸水被害の実績、地形等を基に、総合的に分析し、活用するための基本設計の業務委託で、10月下旬の発注予定で結果は令和4年3月予定との説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第33号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第33号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5．議案第34号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長 玉城 勇君 日程第5．議案第34号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第34号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 審査の経過 本案は、9月8日の本会議

に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、16日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、24日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第34号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6．議案第35号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長 玉城 勇君 日程第6．議案第35号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第35号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 審査の経過 本案は、9月8日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、16日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、24日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第35号について討論を

行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第35号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7．議案第36号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長 玉城 勇君 日程第7．議案第36号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん おはようございます。それでは経済教育常任委員会の報告をいたします。議案第36号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号） 審査の経過 本案は、9月8日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。9月14日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、9月15日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第36号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第36号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8．議案第37号 令和3年度南風原町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長 玉城 勇君 日程第8．議案第37号 令和3年度南風原町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは議案第37号 令和3年度南風原町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） 審査の経過 本案は、9月8日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。9月14日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、9月15日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第37号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第37号 令和3年度南風原町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9．認定第1号 令和2年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長 玉城 勇君 日程第9．認定第1号 令和2年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の

報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 総務民生常任委員会の報告をいたします。認定第1号 令和2年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、9月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、9月13日、14日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行いました。また、17日の連合審査会において経済教育常任委員会より審査報告を受け、24日にまとめと採決を行いました。

報告事項を6点申し上げます。1点目、総務部総務課。歳出、決算書36ページ、決算調書13ページ、2款4項3目、県議会議員選挙費、労働者派遣基本契約について。派遣契約は2回目で、令和2年度は当初予算の委託費で計上していると説明がありました。委員から、派遣委託に関する基準等の質疑に対し、基準はないとの答弁があり、委員より、基準は検討すべきとの意見がありました。2点目、総務部住民環境課。歳出、決算書113ページ、一般廃棄物処理施設建設基金について。この基金について、現在は那覇市・南風原町環境施設組合負担金に充当していると説明がありました。また提出資料で、那覇エコアイランドは、令和13年度には最終埋立量に達する見込みであることから、委員より、基金の運用については早めに検討すべきとの意見がありました。3点目、民生部こども課。歳出、決算書41ページ、決算調書5ページ、主要施策の成果に関する報告書72ページ、3款2項1目、子供の貧困緊急対策事業、子ども元気ROOMについて。令和元年度は18世帯31名、令和2年度は34世帯56名の利用がありました。若年妊婦については、令和元年度27名、令和2年度は38名、令和元年度からの継続が16名であると説明がありました。委員より、支援後の母子の生活基盤を関係機関と連携し、取り組んでほしいと要望がありました。4点目、民生部国保年金課。歳出、決算書46ページ、決算調書9ページ、主要施策の成果に関する報告書54ページ、4款1項6目、長寿県復活・食の応援事業について。学童期における生活習慣病予防健診について、受診率は年々上がっていたが、令和2年度はコロナウイルスの影響で受診率が下がっていると説明がありました。健診後に病院受診につなげ、町の管理栄養士から家庭への指導もできたとの説明がありました。委員からは、学童期からの受診は大事なことなので、今後も継続的に進めて受診率の向上に努めてほしいと要望がありました。5点目、教育部教育総務課。歳入、決算書25ページ、決算調書2ページ、205項3目、学校給食収入について。学校給食費の収入

額と学校給食賄費の差額2,346万2,000円の補填の内容について、幼保無償化による交付税財政措置で514万4,000円、地方創生臨時交付金から、夏休みの給食が提供できない期間の代替品の給食費として799万1,000円、一般財源から新型コロナウイルス感染症の影響による登園自粛や学校の臨時休業等で505万円、令和2年度の滞納金で436万8,000円、その他63万9,000円になっていることを確認いたしました。6点目、経済建設部産業振興課。歳出、決算書51ページ、決算調書4ページ、主要施策の成果に関する報告書106ページ、7款1項1目、地域消費促進事業について。プレミアム付商品券が使用された業種別の割合について、第1弾、利用実績7,942万3,000円は、小売業57.7%、飲食業42.1%、サービス業0.1%、旅客運搬業0.1%。第2弾、利用実績1億9,959万500円は、小売業58.31%、飲食業41.36%、サービス業0.3%、旅客運搬業0.03%となっており、第1弾、第2弾とも同程度の割合で使用されたことを確認いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは1点、お伺いしたいと思います。

委員会審議の中で、昨年度、令和2年度においては、新型コロナウイルスが発生して、地方創生臨時交付金がされています。それぞれに各項目ありますけれども、予算のときには地方創生臨時交付金の一覧みたいな形で、コロナ関連の一覧があったのですが、決算の段階でそういった資料とかは出されていないという理解でよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん そうですね。決算のときには、詳細はなかったです。以上です。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時25分）

再開（午前10時26分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、認定第1号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより認定第1号 令和2年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。
(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10. 認定第2号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 玉城 勇君 日程第10. 認定第2号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 認定第2号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、9月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、9月14日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、24日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定しました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、認定第2号について討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより認定第2号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。
(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11. 認定第3号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 玉城 勇君 日程第11. 認定第3号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 認定第3号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、9月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、9月14日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、24日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定しました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、認定第3号について討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより認定第3号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。
(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12. 認定第4号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 玉城 勇君 日程第12. 認定第4号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 認定第4号

令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、9月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、9月14日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、9月15日にまとめと採決を行いました。審査した結果、別紙意見1件を付しております。意見を読み上げます。区画整理地内の土地建物の貸付けについて。歳入、決算書94ページ、決算調書4ページから7ページ、9款2項2目、区画整理地内の土地建物の貸付けについては、地権者に不利益を与えていないか実態の調査と確認を行うこと。次に、報告事項を申し上げます。本会議において確認のありました本部公園線の橋梁について、地権者の交渉が難航している始点と終点の2か所のうち、1か所は都市計画変更の段階まで来ており、解決に向けて進展していることを確認いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、意見を付して挙手全員で認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 審査、大変お疲れさまでございました。

1点だけお聞きします。今、報告の中にもありましたけれども、本部公園線について、起点・終点といいますか、橋梁の両側のうちの1か所については、今、解決に向けて進みつつあるという報告がありました。大変喜ばしいことだと思います。一方、本会議の後、資料をいただきまして、この橋梁についてですけども、工事費で総額2億7,500万円余りという報告があり、そしてその財源内訳と、供用開始の予定としては、竣工当時の予定としては、2008年が竣工で、2014年が供用開始の予定という報告がありました。職員の皆さんの努力にもかかわらず、いまだに地権者の同意を得られていない部分があって、供用開始に至っていないということでもありますけれども、職員の皆さんの努力は多と評価をしたいと思いますが、まず、この資料をいただきましたけれども、これは工事費と記載されております。私もたしかそのように求めたかと思いますが、このほかに、例えば設計の費用、管理の費用、あるいは用地費、こういったものが、竣工するまでには当然必要だったものだと思いますが、その辺りについては審査されましたでしょうか。

○議長 玉城 勇君 赤嶺奈津江経済教育常任委員長。
○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん この件に関

しましては、実質、昨年度、令和2年度の予算の認定でありますので、その件についての確認は取っておりません。以上です。

〔大城 毅議員より「休憩願います」の声あり〕

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時38分）

再開（午前10時39分）

○議長 玉城 勇君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 同じ件に関してですが、2008年竣工ですから、今2021年ですから13年前ですか。道路や橋梁といった大きなインフラについては、当然長い年数利用するものですから、その13年が長いか短いかというのは、それぞれ見方はあると思いますけれども、ただ、この工事の分だけでも既に390万円余りの利息を支払っているということで資料をいただいております。活用しないままにそれだけの利息は支払っているということです。ですから、設計や管理や用地費などについても、計算するともっと多額になるというのが当然です。その点では、いわば整備の順序、順番、どれを先にしてどれを後にするという、その点でのことが、当時それは、それなりの事情があって、整備されたということは聞き及びますけれども、その点などについては、委員会で審議されましたでしょうか。

○議長 玉城 勇君 赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 予算等の説明を、執行についての枠には取っておりますけれども、内々での聞き取りはありますが、実質、認定以外のことでの聞き取りとしては、進行状況の確認のみを行っております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 当然、審査、決算というのは年度の認定ですから、数字が出てくるのは最初に準備してもらっているのは、当然その年度のものでありますけれども、それ以前のことににかかわるものも、役場としては一生懸命、早期に供用開始できるように努力していることでしょうかから、その点については当然監査の対象だと。監査といいますか、この審査の対象だと私は思っています。そういうことからすると、これは令和2年以前だから審査しないということでは、私はよくないのではないかという立場で、この件についてはお聞きしております。この辺については、委員会では審査されていないということです。委員長、今、私3回目なのでどうでしょうか。休憩願います。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時42分）

再開（午前10時42分）

○議長 玉城 勇君 再開します。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 確認の中では、予算の執行という形ではなく、職員の業務上の中で、どのように橋梁を完成に向けてできるか、この本部公園線、地権者の同意等を得るための努力は随時行っており、一方で解決に向けて進んだということで報告を受けております。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時43分）

再開（午前10時43分）

○議長 玉城 勇君 再開します。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 国道になっていますので、当時、真ん中のほうにピアを建てる際には、先に建てないと、その後に町は持ち出しで工事をしないといけない部分がありましたので、その点で、県のほうから早めにやるようにということで打診を受けての工事となっております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございますか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより認定第4号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は意見を付して認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13. 議案第38号 令和2年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長 玉城 勇君 日程第13. 議案第38号 令和2年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教

育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 議案第38号 令和2年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 審査の経過 本案は、9月9日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。

9月14日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、9月15日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第38号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第38号 令和2年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

日程第14. 議案第39号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第5号）

○議長 玉城 勇君 日程第14. 議案第39号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第39号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第5号） 令和3年度南風原町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,868万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億8,330万6,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

ます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第39号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第5号）について概要を説明いたします。まず2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策関連及び状況の変化による補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ4,868万9,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は157億8,330万6,000円となります。内容については、4ページ以降の事項別明細書で説明いたします。

では歳入について説明いたします。6ページをお願いいたします。14款2項6目・総務費国庫補助金3,292万3,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分の追加交付によるものです。

7ページをお願いいたします。18款1項1目・財政調整基金繰入金1,576万6,000円の増は、今回の補正予算の歳入歳出の調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰入れを行うもので、繰入れ後の基金残高は12億9,863万4,000円となります。

引き続き歳出について説明いたします。8ページをお願いいたします。7款1項1目・商工振興費4,012万3,000円の増は、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した事業者に対する支援金及び事務費の計上です。

9ページをお願いいたします。8款3項1目・河川費856万6,000円の増は、宮平川の河川浚渫工事費の計上です。以上議案第39号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第5号）の概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、まず初めに歳出のほうで聞いてから歳入を確認したいと思います。

今回の補正は、まず1点目が新型コロナに伴う事業者支援ということですが、やはり緊急性があつて最終日の補正ということだと理解をします。現在の状況、町内でどういう状況、想定よりも困窮している事業者の方が相当多かったとか、申込み状況が相当増えているとか。どういう状況なのか教えていただきたいと思います。

次に、9ページの河川の浚渫ですが、これについても緊急性があると。一般質問の中でも6月の雨で床上浸水等があったという内容もありましたけれど

も、今回850万円余りということで、一般質問の中でも計画的にという求めもありましたし、予算は一応確保しているということですが、今回急遽、足りないから追加していると思います。これについても、現在の状況とか、これから調査されて、次年度以降、また予算配分が変わってくるのかなというのがありますけれども、以前は、宮平川と長堂川を交互にやっていたとか、そういったものも記憶にありますので、これについても被害プラス、この補正予算で、当面、前回のよう被害はある程度軽減できるというか、クリアされるのかなと。そういう状況についても教えていただきたいと思います。

最後に歳入ですが、これは歳出に伴う追加交付、財調の持ち出しという状況ですが、9月議会は長丁場で、当初の補正には間に合わなかったのだろうと想定できますけれども、この最終日補正に至る経緯、緊急性と経緯、当初の補正の段階では、追加予定はありますかという、議運の中でも問合せに対しては特にはないというのが私も記憶にあるものですから。今回の補正の内容を見ると、緊急性が思われるので、その辺り、追加の経過に至った経過について、最後、歳入で説明いただきたいと思います。以上お願いします。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 それでは現在の状況です。4月から受付をしました支援金の内容等でご説明したいと思います。

まず4月から9月まで受け付けた支援金は、400件の事業者様に支援しております。その中で主な業種としては観光関連事業、個人も含めたタクシー業とか、あるいは旅行業、代行運転業、また、直接お客様に接する理容店、美容院、あるいはアロマエステ、整骨院等、多様な業種がございました。また、申請者の減収率は月比較でありますけれども、減収率は20%以上50%未満が186事業所、50%以上が214事業所となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。

まず河川の維持管理ということで、緊急性を伴うものではないかということですが、まず1点目、令和3年度においては草木等の処理、除去等を実施しております。それで今回の補正については、一般質問でも質問がありましており、氾濫しているところと、それから冠水しているところ、一部浸水もありますけれども、その範囲について、今回土砂の除去も行っているということで計上しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 臨時交付金の今回の追加議案で提案することとなった経緯としましては、同交付金の追加配分額が8月下旬に通知が届きました。その後、事業提案を担当部に投げて、関係機関と協議を行って、事業提案、今回の、今日の提案になりますが、それまでの期間に、事業提案までの期間に時間を要したということで、しかしながら事業は早急性、緊急性があるということで追加議案に至ったこととなっております。以上です。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時57分）

再開（午前10時58分）

○議長 玉城 勇君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。

河川については、一応サイクル的に維持管理を行っていきまして、もちろん宮平川、それから長堂川、それから安里又川、手登根川もありますけれども、最近は大雨による被害が宮平川に集中しておりますので、そこを重点的に整備、維持管理を行っているところです。

それから、これからの対策といたしましては、まず令和4年度に緊急浚渫推進事業債を活用しまして、まず令和4年度に宮平川の浚渫作業を行うと。それから令和5年度に長堂川、令和6年度に安里又川ということで整備を予定しております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは再度確認ですけれども、コロナ関連の事業所支援、今、現状をお知らせいただきましたけれども、やはり今後とも4,000万円の追加以外にも増える可能性がどうなるのか。増えた場合、再度補正で対応できるのか。これたしか、1事業所10万円でしたか。予算の範囲で打ち切るのか。それとも今後も申込状況によっては対応できるのか。この辺の見込みについて教えていただきたいということと、河川の状況については、残念ながら今回浸水被害が出たと。当然、今後被害が軽減されるように、計画的な事業展開をしていくと思うのですが、たしか当初、宮平川と長堂川と交互にやっている頃よりは、やはり浚渫の費用、予算が若干減っていたのかなという印象があるものですから、やはり今後の調査の結果にもよると思いますけれども、是非被害を防ぐような整備にしてほしいと。これは予算の額だけではないと思いますけれども、被害が出てからではなくて、被害を防ぐような定

期的な取組になってほしいと、そういう意味合いの答弁だったと思いますけれども、その辺、再度確認をしたいと思います。2点、お願いします。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 今回、400事業所ということで予算を計上いたしております。長期化しておりますので、どのような申請状況になるか分かりませんが、状況によってはまた予算要求といたしますか、そういった調整等をやっていく必要があるとは思っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。

まずは予算の件ですけれども、年度ごとの比較は資料として持ち得ないのですが、維持管理の、これは財政的な負担もございしますが、できる範囲で要求していきたいと思っております。

そして被害軽減について、これから行う予定としましては、今回補正で上げていますけれども、まず令和3年度に浸水被害軽減対策基本設計委託業務を10月下旬に予定しまして、それから令和4年には詳細の設計を予定しております。それからそれを受けて、具体的な対策等が見えてきますので、これは県との協議事項にもなりますけれども、あくまで現予定としましては、令和5年から対策事業が打てたらと取り組んでいるところです。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 今の商工振興費ですけれども、事業者に対する、4月から9月までのものが対象ですよ。そして9月は昨日までだったのですが、9月まででまだ申請していない人とか、申請は期限がありますか。いつまでに申請というふうに。お願いします。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 今回の提案しているものに関しましては、申請期間の予定としましては12月まで。ただ、申請件数が少なかったりした場合は、弾力的に延長するといえますか、そういった対策は考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん それじゃあ、ある程度予算は使い切るという考え方で申請期間を延ばしていくという考えでよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 今現在、そのように考

えております。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 河川の関係ですけれども、確認したいと思います。今回予算を組んであるのは、あくまでもこの前の浸水被害の対策だということでしょうか。それと、先ほど言っていた令和4年、5年、6年、宮平川、長堂川、手登根川の話が出て……、安里又川だったかな、出ていたのですが、それは計画的なものだということ、そういう理解でよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。

今回、令和3年度は草木の除去、これは流出を妨げないような対策を打つと同時に、あと、これから計画する緊急浚渫推進事業債です。それは計画的なものとして受け止めて結構だと思っております。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時05分）

再開（午前11時06分）

○議長 玉城 勇君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 そのとおりでございます。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 そうであるなら、今回、大雨による浸水被害があったのですが、皆さん方は今後、そういった被害のあるところというのは、こういうふうに緊急的にやるということなのか。それと、そういう箇所というのは、皆さん方は調査されているのですか。可能性のある、要するに、宮平川のところでは逆流防止があったとか、側溝から流れてくるところが低いので逆流したということはありませんけれども、そういった被害が出そうなところとか、側溝が詰まっているとか、要するに内水といいますか、そういう被害がある、予想されるところとか、皆さん方はそういうものを持っておられるのか。今回のものは、実際にそれが起きたわけですから、そこを緊急的にやるというのはわかります。そのほかにもそういったところというのは、皆さん方は把握されているのかどうか。その点をお聞きます。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。

詳細については把握しておりませんが、実情としましては、氾濫している範囲とか、あとは冠水している範囲というのは把握しております。それで具体的にと

うか、この原因というのは、今後詳細な調査をしながら、原因究明というか、問題箇所とか、あとは氾濫が起こっている要因ということについては、はっきりしてくるかと思っていますけれども、今、手登根川と宮平川の上流区域は南城市に流域がつきます。それで今後予想される開発と土地利用が、今農地から宅地に変わるとか、そういったものが来ると、水の流れが速くなるおそれがありますので、今回の対策は、詳細について検討して対策を打っていくようなものとして考えております。維持管理については、現時点では、目視で確認できる範囲については把握しております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。2番 新垣善之議員。

○2番 新垣善之君 9ページ、8款3項1目河川費の宮平川河川浚渫工事費の計上ですけれども、今、6月下旬からの氾濫の緊急性ということで、浚渫だと思うのですが、これだけで終わらせてほしくなくて、8月に国場川水域で、那覇市の中学生が水難事故で亡くなられています。というのもあるので、南風原町だけで浚渫工事をやっては意味がないので、おっしゃったように上流の南城市、下流の那覇市、関係市と協議をしてきちんとした、下流は南風原町だけではないので、しっかり流れるような河川対策、そして防災減災、南風原町にも、中学校の後ろにも、階段で河川に降りられる場所もありますので、そういった安全管理も含めた浚渫工事をやっていかないといけないと思いますので、同じ事故は繰り返してはいけないと思いますので、今後、教育委員会からも今後こういった河川、きれいな河川をということでやっていると思いますが、こういった状況にはないので、死亡事故がないように、管理を含めてやってほしいと思います。

○議長 玉城 勇君 質疑はよろしいですか。

○2番 新垣善之君 それについて何か、対策も取られていますでしょうか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 ご質疑にお答えいたします。

国場川水域については、これは沖縄県、それから南城市含めて本町も、そういった対策協議はされているところでございます。南城市については、今後予想される土地の利用が展開されるだろうということで、2件ほど南城市の開発が進んでいるところがございますので、8月にもその件について、南城市と協議を重ねて、これからまた10月も再度協議をする予定になっております。議員がおっしゃるとおり取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 2番 新垣善之議員。

○2番 新垣善之君 教育委員会からもそういった、これは浚渫工事を、河川の災害があったときのためにやるのですが、そういった河川に入らないようにとか、声かけ、呼びかけはしているのか。これは今浚渫工事なので、答弁は求めませんが、そういったことも含めてやってほしいと思いますので、今後もよろしくお願いします。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第39号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第39号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第39号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第39号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第5号)を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。休憩します。

休憩(午前11時13分)

再開(午前11時20分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

日程第15. 陳情第24号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情書

○議長 玉城 勇君 日程第15. 陳情第24号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第24号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情書 審査の経過 本件は、9月8日に当委員会に付託されたものであります。当委

員会では9月22日に委員会を開き、陳情団体より2人の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け、24日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど金城好春議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第24号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより陳情第24号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

日程第16. 意見書第8号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書

○議長 玉城 勇君 日程第16. 意見書第8号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書についてを議題といたします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 読み上げて提案をいたします。意見書第8号。令和3年10月1日。南風原町議会議長 玉城 勇殿。提出者 南風原町議会議員 金城好春、賛成者 南風原町議会議員 浦崎みゆき、新垣善之、岡崎 晋、石垣大志、大城 勝、宮城清政、大城 毅。日米地位協定の抜本的改定を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

日米地位協定の抜本的改定を求める意見書 1972年に沖縄が日本復帰して以降、在沖米軍関係者らによる刑法犯摘発件数は累計で6,052件(沖縄県警まとめ、昨年9月末時点)発生し、そのうち殺人や窃盗、強姦、放火など凶悪犯罪は581件となっています。また、墜落事故や基地周辺での騒音被害、PFOS流出などの基地被害が続く中、米軍機による民間地域での超低空飛

行が相次いで確認され、県議会では抗議決議と意見書を全会一致で可決しています。来年、復帰から50年の節目の年を迎えますが、未だに続く米軍基地被害の根源には、国内法が適用されない日米地位協定の存在があります。日本と同様に米軍が駐留しているドイツやイタリアでは、受け入れ国が基地の管理権を確保し、自国の国内法を米軍に適用しています。隣国の韓国においても、国民的な盛り上がりにより2度の改定を行っています。諸外国の地位協定と比べても現状の日米地位協定は余りに不平等で、独立国として不十分な内容と言わざるを得ない現状です。平成30年7月、全国知事会が、日米地位協定の抜本的改定を含む米軍基地負担に関する提言を全会一致で採択しました。沖縄県のみならず、全国で発生し続ける米軍基地被害を無くす為、以下の事を求めます。

1. 国においては、全国知事会の総意を重く受け止め、国内法の適用などを明記した日米地位協定の抜本的な改定に取り組む事。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和3年（2021年）10月1日、沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、法務大臣、沖縄基地負担軽減担当大臣。以上です。皆さんのご賛同よろしくお願ひします。

○議長 玉城 勇君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第8号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって意見書第8号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第8号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第8号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17. 陳情第14号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）

○議長 玉城 勇君 日程第17. 陳情第14号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 陳情第14号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）について。審査の経過 本件は、9月8日に当委員会に付託されたものであります。9月22日に委員会を開き、陳情団体である南風原町商工会から1名の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け、同日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採決であります。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第14号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第14号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を採決します。本件に対する委員長の報告は採決であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって、委員長報告のとおり本件は採決することに決定しました。

日程第18. 陳情第15号 県産品の優先使用について（要請）

○議長 玉城 勇君 日程第18. 陳情第15号 県産品の優先使用について（要請）を議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 陳情第15号 県産品の優先使用について（要請）についてであります。審査の経過 本件は、9月8日に当委員会に付託されたものであります。9月22日に委員会を開き、審査を行い、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当

とみなし、挙手全員による採択であります。以上です。
○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第15号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第15号 県産品の優先使用について（要請）を採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって、委員長報告のとおり本件は採択することに決定しました。

日程第19. 陳情第28号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情

○議長 玉城 勇君 日程第19. 陳情第28号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 陳情第28号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情。審査の経過 本件は、9月8日に当委員会に付託されたものであります。9月22日に委員会を開き、審査を行い、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど金城憲治議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第28号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第28号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求

める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって、委員長報告のとおり本件は採択することに決定しました。

日程第20. 意見書第9号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書

○議長 玉城 勇君 日程第20. 意見書第9号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを議題といたします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第9号。令和3年10月1日。南風原町議会議長 玉城 勇殿。提出者 南風原町議会議員 金城憲治、賛成者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江、大城勇太、大城真孝、照屋仁士、宮城寛諄、知念富信。「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書 日々教育発展のためにご努力いただいていることに敬意を表します。さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子供の状況を踏まえ、多様な教育活動が推進できるよう、当事者である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。そのためには、財政的な保障が必要であり、それは国としての責務です。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。しかしながら政府は、昭和60年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経過があります。さらに、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は「2分の1」から「3分の1」に引き下げられ、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。現在においても、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなどの動

きがあります。もし、義務教育費国庫負担が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれることが予想されます。子どもたちの教育条件に、地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。つきましては、以下の事項を強く求めます。

記 一、教育の機会均等と、その水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を（2分の1以上に）拡充すること。一、教職員定数改善を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を正規職として拡充できるようにすること。一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。一、教育関係予算を増額し、充実させること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和3年（2021年）10月1日、沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 内閣総理大臣、文部科学大臣。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 玉城 勇君 休憩します。
休憩（午前11時45分）
再開（午前11時48分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 陳情者にお伺いしたいと思いますが、記以下のまず最初の段落の2行目「早急に国の負担を（2分の1以上に）」となっておりますが、この括弧はあまり意味があるとは思えないというか、むしろ私は遠慮がちに言っているように捉えられかねない気がしますので、この括弧は削除したほうがいいのかと私はと思いますが、提案者はどのように考えられますか。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 それではお答えしたいと思います。

私としては特に必要ないと思います。削除の必要はないと思います。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今答弁いただきましたが、これ

はあくまでも可能であれば、陳情に基づいてそのとおり提案してもらっているという、先ほどの休憩中の意見もありましたので、私の思いですが、可能であれば陳情者に確認をして、削除できるものであれば、議長が最後に文言の整理を議決しますよね。議長に委任するというので、括弧は削除してもいいと相手が言うのであれば、そのようにしたらどうかと思います。終わります。

○議長 玉城 勇君 はい、分かりました。
ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第9号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって意見書第9号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第9号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第9号「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21. 陳情第29号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情

○議長 玉城 勇君 日程第21. 陳情第29号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 陳情第29号「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情について。 審査の経過 本件は、9月8日に当委員会に付託されたものであります。9月22日に委員会を開き、審査を行い、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど照屋仁士議員よ

り意見書を提出いたします。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第29号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第29号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第22. 意見書第10号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書

日程第23. 意見書第11号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書

○議長 玉城 勇君 日程第22. 意見書第10号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書及び日程第23. 意見書第11号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書について一括議題とします。まず本案に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 提案をいたします。意見書第10号。令和3年10月1日。南風原町議会議長 玉城 勇殿。提出者 南風原町議会議員 照屋仁士、賛成者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江、大城勇太、大城真孝、金城憲治、宮城寛諄、知念富信。「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書日々、教育発展のために、ご努力いただいていることに敬意を表します。さて、経済格差の拡大などによる就学援助児童生徒の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が表れています。日本の学校の「1学級40人」の定数は国際的に見て異常な多さであり、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や

教員1人当たりの児童生徒数が多い状態です。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかなです。学校現場では個々に応じたきめの細かい指導や、ゆとりをもった授業が強く求められており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。2021年3月の国会において「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の一部を改正する案が可決し、小学校の学級編成の標準を5年間かけて計画的に35人に引き下げることになりました。また、沖縄県はすでに独自の少人数学級施策として、小学校1年2年で条件が合えば「30人以下学級」、2012年度から小学校3年で「35人以下学級」、2014年度から中学1年生で「35人以下学級」、2016年度から小学校4年生で「35人以下学級」、2017年度から小学校5年生で「35人以下学級」、2018年度から小学校6年生で「35人以下学級」を進展させています。さらに県教育委員会は、2021年4月から「35人以下学級」を中学校2・3年生まで拡大する方針を決めましたが、県独自の施策における25人下限があるために、35人以下学級ができない事例もあります。これら「少人数学級」の実現は、次代を担う子供たちの教育をより良くしていくために必要不可欠な制度であり、実際に日本各地で何らかの形態で「少人数学級」の施策が実施されています。中には、沖縄県より進んだ「少人数学級」が実現している他府県も多くあります。しかし、様々な教育課題を抱える沖縄県では、それを解決するための「少人数学級」実現はまだまだ不十分な状況にあります。すべての子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、多くの保護者・教育関係者の願いであると同時に、国はもちろん県・市町村も含めた行政の責任でもあります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の完全実現は急がれる課題になっております。次代を担う子供たちの健やかな成長を願うこの要望をご理解の上、お力添えをいただきますよう下記の事項を強く要請いたします。

記 一、段階的に中学校全学年まで「35人以下学級」を実現するとして教職員定数改善計画を速やかに実施すること。一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現を国の責任で行うこと。特に、教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年（2021年）10月1日、沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 内閣総理大臣、文部科学大臣。

続きまして意見書第11号を提案いたします。意見書第11号。令和3年10月1日。南風原町議会議員 玉城勇殿。提出者 南風原町議会議員 照屋仁士、賛成者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江、大城勇太、大城真孝、金城憲治、宮城寛諄、知念富信。「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

条文につきましては、意見書第10号と同じとなっておりますので割愛いたします。記以下を読み上げて提案いたします。記 一、段階的に中学校全学年まで「35人以下学級」を実現するとして教職員定数改善計画を速やかに国に実施するよう要請すること。一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現ができるよう教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を国に要請すること。一、県独自にも「30人以下学級」が実現できるよう、枠の拡大や下限条件「25名以上」の引き下げに努力すること。一、「30人以下学級」に伴う教室増等の条件整備を市町村と連携して計画的に行うこと。一、増員される教職員は臨時採用ではなく、正規の教職員をあてるようにすること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和3年（2021年）10月1日、沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長。以上、よろしく願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第10号及び意見書第11号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって意見書第10号、意見書第11号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第10号、意見書第11号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第10号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する

方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

これより意見書第11号 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第24. 陳情第13号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

日程第25. 陳情第19号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入中止を求める陳情書

日程第26. 陳情第21号 PCR検査に関する陳情書

日程第27. 陳情第22号 マスクに関する陳情書

日程第28. 陳情第23号 12歳以上の新型コロナワクチン接種に関する陳情書

日程第29. 陳情第25号 PCR検査に関する陳情書

日程第30. 陳情第26号 12歳以上の新型コロナワクチンに関する接種に関する陳情書

日程第31. 陳情第27号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める陳情書

○議長 玉城 勇君 日程第24. 陳情第13号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情から日程第31. 陳情第27号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める陳情書までの陳情に関する閉会中の継続審査の申出についてを一括議題とします。総務民生常任委員長及び経済教育常任委員長から、それぞれの審査についてお手元に配付しました申請書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長 玉城 勇君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてを議題とします。お諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和3年第3回南風原町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

閉会（午後0時05分）